

質問回答書

次の調達について下記のとおり回答します。

調達物件：奈良県立万葉文化館で使用する都市ガスの調達
調達場所：高市郡明日香村大字飛鳥10番地

番号	質問	回答
1	仕様書2仕様(2)年間ガス使用量ウ契約年間引取量に関しまして、弊社供給条件及び料金表では「契約年間使用量に0.7を乗じてえた数量とし、十の位以下は切り捨て」と定めております。その為仕様書に記載の数字とは異なります。ご了承くださいませでしょうか。	仕様書3その他(2)によります。 (2) 契約書及び本仕様書に記載なき事項については、受注者が定める約款及び供給条件に従う。それ以外の事項は、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。
2	仕様書2仕様(2)年間ガス使用量エ契約年間最高使用量に関しまして、弊社供給条件及び料金表では、契約年間最高使用量(契約年間使用量に1.3を乗じた数量とし、十の位以下切り上げ)の定めております。その為、仕様書に記載の数字とは異なります。ご了承くださいませでしょうか。	仕様書3その他(2)によります。 (2) 契約書及び本仕様書に記載なき事項については、受注者が定める約款及び供給条件に従う。それ以外の事項は、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。
3	仕様書2仕様(2)年間ガス使用量オ契約最大需要期使用量、(13)契約最大需要期使用量の超過、ガス需給契約書(案)頭書6契約最大需要期使用量、第5条(精算額)3契約最大需要期使用量の超過に関しまして、弊社供給条件及び料金表では、「契約最大需要期使用量」の定めがございません。ご了承くださいませでしょうか。また、弊社落札の際は、契約書の記載をご変更いただけますでしょうか。	仕様書3その他(2)によります。 (2) 契約書及び本仕様書に記載なき事項については、受注者が定める約款及び供給条件に従う。それ以外の事項は、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。
4	仕様書2仕様(4)検針日「一般ガス導管事業者が設置した適法な計量器により検針を行う」、ガス需給契約書(案)第9条(計量及び検査)「一般ガス導管事業者が定める定例検針日に行うものとする」と記載がございますが、検針作業に関しましては、一般ガス導管事業者様が定めた日に、一般ガス導管事業者様により行われます。その為、弊社は行いません。ご了承くださいませでしょうか。	よろしいです。 ガス需給契約書(案)第9条の通りです。 第9条 計量は、原則として一般ガス導管事業者が定める定例検針日に行うものとする。受注者は、一般ガス導管事業者が定例検針日にガスメーターの読みにより計量した使用量を発注者に通知し、その結果について発注者の職員による検査を受けるものとする。
5	仕様書2仕様(6)保安力「受注者は一般ガス導管事業者が実施する点検作業に協力すること」と記載がございますが、ガス事業法により、それぞれ必要な点検項目が異なります。ご了承くださいませでしょうか。	よろしいです。なお、仕様書の通り、ガス導管事業者の実施する作業に協力してください。

6	仕様書2仕様(8)単位料金の算出と調整に関しまして、弊社は単価に対して原料費調整を行うのではなく、財務省貿易統計で公表された価格(2ヶ月の平均価格を算出し、1か月間をあけて、2ヶ月間適用)を用いて、原料費料金単価を算出しております。ご了承いただけますでしょうか。	仕様書2仕様(8)のとおりです。 (8)単位料金の算出と調整 ア 調整後単位料金は、財務省貿易統計の令和7年3月の公表値の平均原料価格(LNG 90,914円/t、LPG 95,958円/t)を用いて算出し、その算出方法を提示するものとする。なお、石油石炭等租税課金は、LNG 1,860円/t、LPG 1,860円/tを用いて算出するものとする。 イ 調整後単位料金は、最新の託送供給料金を用いて算出するものとする。 ウ 調整後単位料金は、ガス供給者の原料費調整制度に準じ、調整を行うものとする。
7	仕様書2仕様(9)契約金額、ガス需給契約書(案)頭書7契約金額に関しまして、弊社の料金体系は弊社供給条件及び料金表に基づき「諸経費料金」、「託送供給料金(定額基本料金、流量基本料金、従量料金、低圧加算基本料金、低圧加算従量料金)」、「原料費料金」の合計に消費税等相当額を加えた額と規定しております。弊社が落札させていただいた場合は、弊社供給条件・料金表に沿った記載へご変更いただけますでしょうか。	貴社の供給条件・料金表に基づき、入札時の価格算定をしてください。 また仕様書3その他(2)によります。 (2) 契約書及び本仕様書に記載なき事項については、受注者が定める約款及び供給条件に従う。それ以外の事項は、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。
8	仕様書2仕様(11) 契約年間ガス使用量の増減、ガス需給契約書(案)第5条(契約最大使用量の超過)1項に関しまして、「契約最大使用量」については、最大需要期ではなく、契約期間を通じての数値と認識しておりますが、よろしいでしょうか。契約期間を通じての数値である場合は、弊社は、大和ガス託送供給約款に基づく取り扱いとなります。ご記載がある110%ではなく、105%での取り扱いとなります。ご了承いただけますでしょうか。	仕様書3その他(2)によります。 (2) 契約書及び本仕様書に記載なき事項については、受注者が定める約款及び供給条件に従う。それ以外の事項は、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。
9	ガス需給契約書(案)第4条(使用ガス量の増減)に関しまして、「契約年間最低引取量に満たないときは、受注者は、受注者が定める約款に規定のある場合、発注者に補償料を請求することができる」と記載がございますが、弊社供給条件及び料金表では、契約年間最高使用量(契約年間使用量に1.3を乗じた数量とし、十の位以下切り上げ)を上回った場合にも精算金が発生いたします。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社が落札させていただいた場合は、ご契約書に追記をいただけますでしょうか。	仕様書3その他(2)によります。 (2) 契約書及び本仕様書に記載なき事項については、受注者が定める約款及び供給条件に従う。それ以外の事項は、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。
10	ガス需給契約書(案)第9条(計量及び検査)に関しまして、「受注者は、一般ガス導管事業者が定例検針日にガスメーターの読みにより計量した使用量を発注者に通知」と記載がございますが、弊社からお送りする料金の請求書にご契約全体のガス使用量が記載されます。もしくは、お客様ご自身でWEB上にてご確認いただく方法となります。ご了承いただけますでしょうか。	よろしいです。
11	ガス需給契約書(案)第9条(計量及び検査)に関しまして、「発注者の職員による検査を受ける」と記載がございますが、弊社を含むガス小売事業者は検査のために何か行う必要はございますでしょうか。	受注者の提出した検針票を、発注者の職員が適正であると確認し、検査完了とします。
12	ガス需給契約書(案)第11条(代金の請求及び支払)に関しまして、「適法な請求書をもって速やかに請求するもの」と記載がございますが、「適法な請求書」とはどのようなものでしょうか。	昭和25年4月7日施行理国第140号「政府契約の支払遅延防止等に関する法律の運用方針」第六の一によります。 一「適法な支払請求書」とは、法令、契約、又は慣習により添附すべき書類を添附したものであることを要するが、それは、受理のときにおいて形式的に整備されておれば足りるのである。

13	ガス需給契約書(案)第11条(代金の請求及び支払)2項に関しまして、「受注者の適法な請求書を受理したときは、受注者が定める約款及び供給条件等に基づき受注者に代金を支払う」と記載がございますが、弊社供給条件及び料金表では、お支払期日について「支払い義務発生日の翌日から起算して30日以内」と定めております。ご了承いただけますでしょうか。	仕様書3その他(2)によります。 (2) 契約書及び本仕様書に記載なき事項については、受注者が定める約款及び供給条件に従う。それ以外の事項は、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。
14	ガス需給契約書(案)第13条(契約の解除)2項に関しまして、「前項のほか、発注者はこの需給契約の解除が必要であると判断した場合は、理由のいかんを問わず…契約を解除することができる。」と記載がありますが、解除が必要であると判断されるのは具体的にどのような場合となりますでしょうか。ご教示いただけますでしょうか。また、需給契約の解除(消滅)については、弊社供給条件および料金表による取り扱いとなります。ご了承いただけますでしょうか。	奈良県契約規則第25条によります。 第二十五条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約を解除することができる。 一 契約者が競争入札に関し不正な行為をしたとき。 二 契約者がその責に帰する事由により履行期限内又は履行期限後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。 三 契約者が正当の理由がないのに契約の履行の着手を遅延したとき。 四 契約者が契約の履行に関し不正の行為をしたとき。 五 契約者が正当の理由がないのに検査、検収、監督等関係職員の職務の執行を妨げたとき。 六 契約者が契約事項に違反することにより、その契約の目的を達することができないと認められるとき。 七 前各号に掲げるもののほか、契約者に契約関係を継続し難い重大な事由があると認められるとき。 2 知事は、前項に定める場合のほか、契約の履行が終らない間において特に必要があるときは、契約を解除することができる。
15	ガス需給契約書(案)第17条(その他)5項に関しまして「廃止を希望する日の45日前までに、受注者にその旨を申出する」と記載がありますが、弊社の供給条件及び料金表、重要事項説明書では、廃止期日の3月前までに通知していただく必要がございます。ご了承いただけますでしょうか。	仕様書3その他(2)によります。 (2) 契約書及び本仕様書に記載なき事項については、受注者が定める約款及び供給条件に従う。それ以外の事項は、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。
16	ガス料金のお支払に関しまして、万が一期日まで(「支払い義務発生日の翌日から起算して30日以内」)にお支払いをいただけない場合は、延滞利息が発生します。弊社の供給条件及び料金表では「その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合を乗じて算定してえた金額」と定めております。ご了承いただけますでしょうか。	仕様書3その他(2)によります。 (2) 契約書及び本仕様書に記載なき事項については、受注者が定める約款及び供給条件に従う。それ以外の事項は、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。
17	ガス料金のお支払に関しまして、弊社契約の際は、ガス料金の支払方法については、「口座振替」または「振込用紙による支払(弊社所定の振込用紙)」となります。(振込に要する費用は、お客様負担となります)また、2028年4月から、お客さまがコンビニエンスストアまたはスマートフォンアプリを通じて払い込みにより支払われる場合は、支払いにともなう費用はお客さまの負担となります。ご了承いただけますでしょうか。	ガス料金の支払い方法についてはよろしいです。なお、コンビニエンスストアまたはスマートフォンアプリを通じて払い込みは想定しておりません。
18	落札後の契約手続きについては、契約書ではなく弊社所定の「通知書」による取り扱いは可能でしょうか。	入札公告第5その他6によります。 4 契約書作成の要否 要します。
19	落札後の契約手続きについて、「通知書」による取り扱いが不可の場合、契約書は電子契約サービス「クラウドサイン」による契約手続きを行うことは可能でしょうか。弊社所定の契約書による取り扱いとさせていただきます。 ※「電子契約サービス「クラウドサイン」導入のご説明とご利用のお願い」をご参照ください。	電子契約サービス「クラウドサイン」による契約手続きを行うことは可能です。入札公告に示すガス需給契約書(案)に基づき、契約時に協議します。

20	落札後の契約手続きについて、「クラウドサイン」による取り扱いが不可の場合、弊社指定の契約書様式(紙の様式)にて契約手続きを行うことは可能でしょうか。	入札公告に示すガス需給契約書(案)に基づき、契約時に協議します。
21	弊社が落札させていただいた場合、落札後の提出書類として契約申込書を作成いたします。ご提出いただくことは可能でしょうか。	契約時に協議します。